

5 北生第 776 号
令和 5 年 8 月 7 日

青森県農林水産部長 殿

東北農政局生産部長

家畜人工授精用精液等とその証明書の一体的な取扱いによる家畜改良増殖法の
遵守の徹底について（協力依頼）

平素より、畜産行政の推進に御理解、御尽力をいただき、お礼申し上げます。

このことについて、農林水産省畜産局畜産振興課長から別添のとおり通知がありました
ので、貴県内の家畜人工授精所等の関係者に対する指導の徹底について、特段の御協力を
お願いします。

5 畜産第 903 号
令和 5 年 7 月 28 日

東北農政局生産部長 殿

畜産局畜産振興課長

家畜人工授精用精液等とその証明書の一体的な取扱いによる家畜改良増殖法の
遵守の徹底について

今般、家畜人工授精用精液又は家畜体外受精卵の譲渡時から 1～4 週間後にその家畜人工授精用精液証明書又は家畜体外受精卵証明書を送付していた事案及び本来添付すべきものと異なる家畜人工授精用精液証明書を添付した家畜人工授精用精液の譲渡が行われた事案が判明しました。

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）では、第 14 条第 1 項及び第 2 項により、家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書が添付されていない家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵の譲渡や注入等を禁止しています。このことについては、「家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の遵守の徹底について」（令和 4 年 6 月 24 日付け 4 畜産第 720 号農林水産省畜産局畜産振興課長通知）等により、家畜人工授精用精液等とその証明書の一体的な取扱いによる家畜改良増殖法の遵守の徹底を図っているところです（別添参照）。

ついては、改めて、貴農政局管内の都道府県に対し、管内の家畜人工授精所等への家畜改良増殖法の遵守に係る指導の徹底を図るよう依頼願います。

【別添】

家畜人工授精用精液等とその証明書の一體的な取り扱いによる
家畜改良増殖法の遵守の徹底に関する通知

- 1 「家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の遵守の徹底について」（令和4年6月24日付け4畜産第720号農林水産省畜産局畜産振興課長通知）（https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-20.pdf）記 1 家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一體的な取扱いについて（家畜改良増殖法第13条及び第14条関係）
- 2 「家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一體的な取り扱いの確実な実施について」（令和3年1月22日付け2生畜第1665号-1農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）（https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-2.pdf）
- 3 「家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について」（令和元年7月26日付け元生畜第441号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）（https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-9.pdf）記（1）「家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精卵証明書の適正な管理」

写

元生畜第 441 号
令和元年 7 月 26 日

都道府県畜産主務部長
公益社団法人 日本獣医師会 会長
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会 会長
公益社団法人 全国和牛登録協会 会長理事
一般社団法人 日本あか牛登録協会 会長
一般社団法人 日本短角種登録協会 会長理事

殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について

和牛は、我が国固有の財産であり、その精液や受精卵などの遺伝資源は、国内での活用を基本として、海外への不正流出を防ぐための取組が進められてきたところであるが、昨年、和牛の遺伝資源が不正に中国へ持ち出されようとした事案が確認されたことを受け、和牛遺伝資源の不正な流通を防止し、知的財産として保護すべきとの社会的要請が高まっている。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、平成 31 年 2 月に「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、令和元年 7 月までに計 5 回にわたる議論を重ね、先般、中間とりまとめを公表したところである。

中間とりまとめにおいて、和牛遺伝資源の適正な管理に向け、現行の家畜改良増殖法上における各種規制について、周知徹底を図るべきとの指摘や和牛遺伝資源の管理について重要な役割を担う家畜人工授精師や獣医師のステータス確保に努める旨の指摘を受けていること等を踏まえ、下記について、貴都道府県内（貴会会員）の家畜人工授精師及び獣医師等に対し、改めて指導の徹底を図るよう依頼する。

記

家畜人工授精や家畜受精卵移植の技術は、家畜の改良増殖に極めて大きな影響をもたらすため、家畜人工授精や家畜受精卵移植に関する業務については、家畜改良増殖法により、

家畜人工授精師又は獣医師といった高度な技術と知識を有する者に限定されている。家畜人工授精師又は獣医師は、当該業務を的確に実施する者として信用を求められるほか、家畜改良増殖法に基づき、各種証明書、帳簿等の記載・記録・保管等も含め、適切に業務を実施する責務がある。

このため、家畜人工授精師や獣医師は、このことを改めて認識の上、特に次に掲げる事項について、適正に実施するよう周知徹底を図ること。

(1) 家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精卵証明書の適正な管理

家畜人工授精用精液（以下「精液」という。）や家畜体内（体外）受精卵（以下「受精卵」という。）は、その種雄牛の遺伝的能力等により価値が異なるため、採取した家畜等を明確に識別し、取引に関して詐欺等の不正を防ぐことはもちろんのこと、家畜改良増殖上、血統の混乱を招くことがないよう配慮しなければならない。このような意味からも精液や受精卵1本1本について、それぞれ対応した家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書が必要とされており、これがない場合、その精液や受精卵は、雌牛に注入や移植することができないことはもちろんのこと、他者に譲渡することもできない。このため、家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書については、それぞれ対応する精液や受精卵と照合ができる状態で適切に保管するよう、改めて周知徹底すること。

また、家畜人工授精精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書に記載された内容は、当然正しく記載されていることが前提であり、誤った内容又は記載されるべき内容が記載されていないものについては、その効力を有しないものと考えられる。特に裏面の「譲渡・経由の確認」の欄については、精液や受精卵が譲渡・譲受される度に譲渡者及び譲受者が順次追記していくものであり、記載漏れ等が起こり易いと考えられるため、当該欄の確認及び記載について、改めて周知徹底すること。

(2) 家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

家畜改良増殖上、血統の正確な記録は欠くことができない条件であり、家畜人工授精師や獣医師は、血統を証明する手段を確保する観点から、家畜人工授精や受精卵移植を行ったときは、遅滞なく、家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間の保存が義務付けられている。

家畜人工授精師や獣医師は、その趣旨を十分理解の上、家畜人工授精や受精卵移植を実施する毎に家畜人工授精簿への正確な記録を行うとともに、家畜人工授精簿の保存を確実に行うよう改めて徹底すること。特に、注入した精液又は移植した受精卵に対応した家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内（体外）受精卵証明書は、不正防止のため、授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付しておかなければならないほか、使用した精液や受精卵の容器（ストロー）は、速やかに照合できるように保管するよう、改めて周知徹底すること。

(3) 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書は、家畜人工授精や受精卵移植を実施した家畜人工授精師又は獣医師が、精液又は受精卵の注入又は移植を受けた雌の飼養者の要求に応じて交付するものであるが、この交付に当たっては、注入した精液又は移植した受精卵に対応した家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内（体外）受精卵証明書を貼り付けることとされている。また、和牛の子牛登記の手続き上、注入した精液の容器（ストロー）は、家畜人工授精用精液証明書と併せて添付することとされている。このため、授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の交付を要求されない場合においては、注入した精液又は移植した受精卵に対応した家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内（体外）受精卵証明書は、家畜人工授精簿に添付することとなる。そのことについて、家畜人工授精師や獣医師は、十分理解の上、授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付等を行うよう、改めて周知徹底すること。

以上

家畜人工授精・受精卵移植業務の適正実施について

令和元年 7月

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

家畜人工授精や家畜受精卵移植は、家畜の改良増殖上極めて大きな影響をもたらすため、その業務を行うことは、家畜人工授精師や獣医師といった高度な技術と知識を有する者に限定されています。

このため、家畜人工授精所や獣医師は、家畜人工授精や家畜受精卵移植に関する業務について、法令に基づき的確に実施する責務があります。

このことを改めてご認識の上、特に以下の点について徹底されますようお願い申し上げます。

1 家畜人工授精用精液証明書及び 家畜体内（体外）受精卵証明書の適正管理

○ 精液や受精卵 1本 1本に対応した証明書がなければ、精液や受精卵を雌に注入（移植）することはできないことはもちろんのこと、他者に譲渡することもできません。

○ 証明書に誤った内容又は記載されるべき内容が記載されていない場合は、その証明書は効力がないものと考えられます。

特に、裏面の「譲渡・経由の欄」は、精液や受精卵が譲渡・譲受される度に譲渡者又は譲受者が順次追記していくため、記載漏れ等が起こり易いと考えられることから、記載内容の確認及び記載について、改めて徹底の程、よろしく願います。

※違反すると家畜改良増殖法第14条違反（罰金50万円以下）の可能性があります。

(裏面)

(表面)

第 号
家畜人工授精用精液証明書 凍結

精液を採取した種畜	種畜証明書番号	種畜の等級
	名前	
	家畜登録機関名及び登録番号	
	種類及び品種	
	精液採取年月日	
	種畜飼養者の住所及び氏名又は名称	
	獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名	

譲渡・経由の確認	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
(参考) 注入又は体外受精記録	
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県)第 号
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外受精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外受精に係る未受精卵を採取した卵巣と採取した雌畜の名称	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外受精をした年月日	

譲渡、譲受欄が正しく記載されているか要確認。

利用時には、下段にも利用した雌牛の飼養者名等を記載すること。

2 家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

- 家畜人工授精や受精卵移植を行った時は、**家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存することが義務付けられています。**
- 特に、**注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書は、不正防止のため、授精証明書や受精卵移植証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付することとされていますので、改めて徹底の程、よろしくお願ひします。**

証明書は、家畜人工授精簿に裏面が確認できるように添付。ストローは速やかに照合できるように適切に保管。
(家畜人工授精簿を電磁的記録で作成する場合、使用した精液等の証明書は、ストローと併せて速やかに照合できるように適切に保管。)

(家畜人工授精簿 (抜粋))

注入した雄畜	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の住所及び氏名又は名称				
注入精液	法 入 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	種 畜 の 名 前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明書	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号				
子 畜	性				
	生 年 月 日				
備 考	要				

3 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

- 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の交付に当たっては、**実際に注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書を添付するほか、子牛登記上、実際に使用した精液のストローも併せて添付することとされています。**
- このため、**授精証明書や体内（体外）受精卵移植証明書を交付しない場合（不受胎の場合等）は、使用した精液や受精卵の証明書は、家畜人工授精簿に添付することになるので、改めて徹底の程、よろしくお願ひします。**

授精証明書には、実際に使用した精液の証明書とストローを添付。その際、証明書の裏面が確認できるように添付すること。

番 号		授 精 証 明 書	
特 定 注 入 した 雄 畜	家畜人工授精用精液証明書番号		名 前
	名 前		
	家畜登録機関名及び登録番号		
	種 類 及 び 品 種		
	毛 色 及 び 特 徴		
	生 年 月 日		
	飼養者の住所及び氏名又は名称		
特 定 注 入 年 月 日			
上記のとおり家畜人工授精用精液を雄畜に注入したことを証明する。			
年 月 日		獣医師 (家畜人工授精師) 登録番号 (免許番号) (氏) 第 号 住 所 氏 名	
(家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書 (乙) をここに貼り付けること。)			

※ 2, 3に違反すると家畜改良増殖法第15条違反 (罰金20万円以下) の可能性があります。



2生畜第 1665 号-1
令和 3 年 1 月 22 日

東北農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取り扱い
の確実な実施について

家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）は、その外観から精液等を採取した家畜などを識別することが困難であるため、家畜改良上、これを明確に識別し、血統の混乱を招くことなどが無いよう配慮する必要がある。このため、精液等を採取・処理した家畜人工授精師又は獣医師は、その内容を証明するための情報を記載した家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「証明書」という。）を発行し、当該精液等と一体的に取り扱わなければならないこととしており、これを担保するため、今般の家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）の改正前から、同法第 13 条及び第 14 条により証明書が添付されていない精液等の譲渡等を禁止する旨、規定されている。

このような中、今般の家畜改良増殖法の改正により、同法第 32 条の 2 第 1 項に定める特定家畜人工授精用精液等については、同法第 32 条の 4 によりこれを収めた容器に採取年月日等の表示を行うことが義務化された。これにより、容器の表示と証明書の記載内容が異なる特定家畜人工授精用精液等を譲渡等することは、同法の違反行為であることに改めて留意する必要がある。

このため、特定家畜人工授精用精液等とその証明書の一体的な取り扱いを徹底するための留意事項等を別添 1 のとおり整理したので、特定家畜人工授精用精液等はもとより、これに指定されていない精液等（和牛及びこれらの交雑種を除く牛、馬、めん羊、山羊及び豚の精液等）においても、別添 1 に準じた取組を実施することについて、貴農政局管内の都道府県に対し、各都道府県内の家畜人工授精所の開設者並びに家畜人工授精師及び獣医師等に改めて指導の徹底を図るよう依頼願いたい。

また、当該留意事項等や家畜人工授精業務等に関する相談窓口を貴農政局に設置するとともに、別添 2 について、上記の指導と併せて周知するよう管内の都道府県に対し依頼願いたい。



特定家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の
一体的な取り扱いの確実な実施について

- 1 特定家畜人工授精用精液等の保存時の区分管理の徹底について
家畜人工授精所の開設者は、以下に留意した上で適正に保存することを徹底すること。
 - (1) 家畜人工授精用精液
家畜改良増殖法第 32 条の 2 第 1 項に定める特定家畜人工授精用精液等のうち、家畜人工授精用精液については、種雄牛や採取年月日が異なるものと取り違えが起こらないよう、これらの生産ロット毎に仕切板等（ケインや角形キャニスター等を含む。以下同じ。）を活用した区分管理を徹底すること。
 - (2) 家畜体内（体外）受精卵
特定家畜人工授精用精液等のうち、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵については、供卵牛・交配種雄牛及び受精卵生産年月日が異なるものと取り違えが起こらないよう、これらの生産ロット毎に、仕切板等を活用した区分管理を徹底すること。
- 2 特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際の確認の徹底について
家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際、その家畜人工授精用証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「証明書」という。）について、採取年月日等が当該特定家畜人工授精用精液等と異なる証明書を添付することの防止を徹底するため、以下の対策を講ずること。
 - ① 特定家畜人工授精用精液等である家畜人工授精用精液を譲渡する際は、種雄牛毎に、可能な限り同じ採取年月日のものを譲渡すること。
 - ② 特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際は、譲渡者と譲受者の双方で、その特定家畜人工授精用精液等を収めた容器（以下「ストロー」という。）の表示事項と証明書の記載内容について一致することを確認すること。また、必要に応じて、当該特定家畜人工授精用精液等の納品書に双方が一致を確認したことを記入するチェック欄を設けるなどにより、確認の徹底を図ること。
- 3 定期的な特定家畜人工授精用精液等と証明書の管理状況の確認について
家畜人工授精所の開設者は、自らの家畜人工授精所が所有する特定家畜人工授精用精液等とその証明書の整合性の確保を徹底するため、定期的に、棚卸やストローの表示事項と証明書の突合を行うとともに、証明書は使用済みと未使用を区分管理し、必要な時に速やかに照合できるよう適切に管理することを徹底すること。
- 4 ストローの表示事項を確認する方法に関する留意事項
2の②の特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際や3の定期的な特定家畜人工授精用精液等と証明書の管理状況の確認に当たり、そのストローの表示事項を確認する際は、特定家畜人工授精用精液等の品質の低下を招くことのないよう、ステンレス製の専用容器や肉厚な発泡スチロール箱等に液体窒素を満たし、その中で確認する等、適切な温度管理を行うこと。

家畜人工授精業務等に関する相談窓口の設置について

1 目的

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に関する各種相談に対応し、適切な情報を提供することで、家畜人工授精業務等の適正な実施や特定家畜人工授精用精液等の知的財産としての価値の保護を図ります。

2 開設場所 及び 連絡先

農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課 家畜遺伝資源管理保護室

【代表：03-3502-8111】(内線 4913)

北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課

【代表：011-330-8807】(内線 420・421)

東北農政局 生産部 畜産課

【代表：022-263-1111】(内線 4188)

関東農政局 生産部 畜産課

【代表：048-600-0600】(内線 3151)

北陸農政局 生産部 畜産課

【代表：076-263-2161】(内線 3345)

東海農政局 生産部 畜産課

【代表：052-201-7271】(内線 2434)

近畿農政局 生産部 畜産課

【代表：075-451-9161】(内線 2333)

中国四国農政局 生産部 畜産課

【代表：086-224-4511】(内線 2142)

九州農政局 生産部 畜産課

【代表：096-211-9111】(内線 4449・4454)

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室

【代表：098-866-0031】(直通 098-866-1653)

東北農政局生産部長 殿

畜産局畜産振興課長

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律
の遵守の徹底について

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 21 号）及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号。以下「遺伝資源法」という。）が令和 2 年 10 月に施行されたことを踏まえ、家畜人工授精所における業務の実態の把握や法令遵守の徹底等を図るため、都道府県等の関係機関及び関係団体の協力の下、各家畜人工授精所に対し自己点検の実施を要請するとともに、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「増殖法」という。）に基づく立入検査を実施しました。

これらの結果は、別添のとおりであり、自己点検及び立入検査のいずれにおいても、ほとんどの家畜人工授精所において法令が遵守されるとともに、適正な業務実施が図られていた一方、一部の家畜人工授精所において、

- ① 家畜人工授精用精液とその家畜人工授精用精液証明書の一体的な取扱い
- ② 家畜人工授精簿の適正な記載、保存及び関係書類の添付
- ③ 授精証明書の適切な交付に係る対応
- ④ 容器への表示や譲渡等記録簿の記載・保存
- ⑤ 家畜人工授精所の開設者の都道府県知事に対する運営状況の報告に係る対応
- ⑥ 遺伝資源法による知的財産としての価値の保護に必要な契約等による使用者の範囲や目的の制限の明示

等について法令が必ずしも遵守されず適正な業務が行われていないと考えられる状況にありました。

このような状況を看過すると、家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）の不正流通や和牛の血統矛盾につながるおそれがあることから、遵守の徹底が必要な事項等を下記のとおり取りまとめましたので、貴局管内の県に対し、各県内の家畜人工授精所、獣医師、家畜人工授精師等の関係者に指導の徹底を図るよう依頼願います。

また、本職としては、今後とも家畜人工授精所への増殖法に基づく立入検査の実施等により、精液等の流通の適正化や知的財産としての価値の保護を図っていく所存ですので、貴局管内の県に対し、引き続き御協力いただくよう、併せて依頼願います。

記

1 家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取扱いについて（増殖法第 13 条及び第 14 条関係）

精液等は、その外観から精液等を採取した家畜などを識別することが困難であるため、増殖法第 13 条により、精液等を採取・処理した獣医師又は家畜人工授精師は、その内容を証明するための情報を記載した家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「精液証明書等」という。）を添付しなければならない旨規定されるとともに、同法第 14 条により、精液証明書等が添付されていない精液等の譲渡等を禁止する旨規定され、精液等と精液証明書等は一体的に取り扱わなければならないこととされています。

また、精液証明書等は、正しく記載されることが前提であり、誤った内容が記載されている又は記載内容に欠落があるものは、その効力を有しないため、注意願います。

2 家畜人工授精簿への適正な記載、保存及び関係書類の添付について（増殖法第 15 条関係）

家畜の改良増殖上、血統の正確な記録が必須であるため、血統を証明する手段を確保する観点から、増殖法第 15 条により、獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精や家畜受精卵移植を行ったときは、遅滞なく、家畜人工授精又は家畜受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記載し、5 年間保存しなければならない旨規定されています。

また、注入又は移植した精液等に対応する使用済みの精液証明書等は、他の精液等への添付により不正流通に利用されることなどを防止するため、授精証明書又は体内（体外）受精卵移植証明書（以下「授精証明書等」という。）を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付するとともに、使用した精液等のストローは速やかに照合できるように保管する必要があります。

3 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付について（増殖法第 22 条関係）

授精証明書等の交付に当たっては、家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号。以下「増殖法施行規則」という。）様式第 17 号、第 18 号又は第 19 号により、注入又は移植した精液等に対応した精液証明書等を貼り付けるとともに、授精証明書等を交付した場合、家畜人工授精簿との照合により、確実に血統を証明することができるよう、その写しを書面又は電磁的記録により保管しておく旨規定されています。

また、上記の観点から、授精証明書等の写しは家畜人工授精簿と同様に 5 年間保管してください。

4 特定家畜人工授精用精液等に関する規制について（増殖法第 32 条の 4 及び第 32 条の 5 関係）

特定家畜人工授精用精液等の適正な流通を確保する上で、不適切な流通事案が発生した場合にその発生原因と流通範囲を迅速に特定できるようにするため、令和 2 年 10 月の増殖法の改正により、容器への表示（増殖法第 32 条の 4）や譲渡等記録簿の記載・保存（増殖法第 32 条の 5）をしなければならない旨規定されました。

また、容器への表示については、増殖法施行規則第 42 条に規定された内容につ

いて、当該精液等を取り扱う者が迅速に判読できるよう、適切に表示してください。

**5 家畜人工授精所の開設者による都道府県知事に対する運営状況の報告について
(増殖法第 34 条関係)**

農林水産大臣及び都道府県知事において、家畜人工授精所の監督を適切に行うことができるよう、令和 2 年 10 月の増殖法の改正により、同法第 34 条第 3 項において家畜人工授精所の開設者は、毎年、当該家畜人工授精所の運営状況を都道府県知事に報告しなければならない旨規定されました。

また、特定家畜人工授精用精液等については、特にその適正な流通を確保する必要があるものとして、増殖法施行規則様式第 28 号により、月ごとに特定家畜人工授精用精液等の生産数量、譲受数量、譲渡数量、利用数量、廃棄又は亡失した数量及び月末時点の保存数量を整理して記載・報告することとされています。

6 その他増殖法に基づく精液等の流通適正化のための対応について

増殖法第 25 条において、家畜人工授精所は家畜人工授精等の業務を的確にかつ衛生的に実施するために必要な構造、設備及び器具を備えることとされています。

また、不正流通等を防止するため、精液等の処理・保管場所については、施錠するなど盗難防止措置を徹底してください。

7 遺伝資源法に基づく知的財産としての価値の保護のための対応について

遺伝資源法第 2 条第 1 項において、同法の保護対象となる「家畜遺伝資源」を、「家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す特定家畜人工授精用精液等であって、当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省で定める行為（以下「契約等」という。）によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示したもの」と定義していることから、特定家畜人工授精用精液等について譲渡契約締結の促進を図っています。

また、譲り受けた特定家畜人工授精用精液等を第三者へ譲渡した場合に、当該第三者において家畜遺伝資源生産事業者が契約等により明示した使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を超えて譲渡や使用等がされないよう、譲受元との契約と同様の内容を当該第三者に対し契約により義務づけてください。

和牛遺伝資源関連2法の法令遵守状況に係る自己点検結果及び 立入検査結果（令和4年3月31日現在）

農林水産省畜産局畜産振興課

家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が令和2年10月に施行されたことを受け、農林水産省では、これら2法の遵守の徹底と家畜遺伝資源の流通管理の適正化を図ってきました。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の流行により立入調査の実施が難しい状況に鑑み、家畜改良増殖法に基づく令和2年次の家畜人工授精所等の運営状況報告において、牛の家畜人工授精用精液等を取り扱っている旨の報告のあった4,270か所に対し、令和3年6月に法令遵守や運営状況に係る自己点検の実施を要請しました。

これまでに、3,950か所から自己点検結果の報告があり、120か所は休廃止の状況にあることが確認されました。この他、615か所の家畜人工授精所について、家畜改良増殖法に基づく立入検査を実施しました。この結果、自己点検結果の報告又は立入検査により運営状況を確認した家畜人工授精所は全体の98.5%に相当する4,206か所となっています。

1 家畜人工授精所による自己点検結果（資料1）

（1）実施期間

令和3年6月～令和4年3月

（2）点検要請対象の家畜人工授精所（家畜の種類：牛）の数

4,270か所（令和2年次運営状況報告）

（3）回答が得られた家畜人工授精所の数

3,950か所（この他120か所は休廃止を確認）

（4）自己点検事項及び結果概要

・和牛の精液又は受精卵を取り扱う家畜人工授精所数

3,741か所

・家畜改良増殖法に係る点検事項

精液等の適正流通の確保に必要な事項のうち、適正な実施がなされていないとの回答率が高く、指導等が必要と考えられた点検項目は、以下のとおりでした。

① 精液等と証明書の一體的な管理

- ② 授精証明書への精液証明書の添付及び写しの保管
- ③ 精液等の生産に係る取り違え防止のためのマニュアルの作成
- ④ 譲渡等記録簿の記載・保存
- ⑤ 都道府県知事への運営状況報告に係る対応

・家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に係る点検事項

不正競争防止の推進にあたり、適正な実施がなされていないとの回答があり、一層の取組の推進が必要と考えられた点検項目は以下のとおりでした。

- ① 契約等による精液等の使用者の範囲や目的の制限の明示
- ② ①の制限が課せられた精液等を第三者へ譲渡する場合の制限

2 立入検査結果（資料2）

（1）実施期間

令和2年11月～令和4年3月

（2）実施か所数

615か所

（3）検査内容

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく帳簿管理、構造・設備・器具管理の実施状況等

（4）検査結果・改善指導概要

検査の結果、改善のための指導を実施した家畜人工授精所は31か所であり、項目別の改善指導の箇所数（延べ箇所数）は、帳簿管理が29か所、構造・設備・器具管理が2か所、その他が4か所でした。

3 今後の取組について

上記の自己点検及び立入検査の結果を踏まえ、家畜人工授精簿の適正な記載・保存や譲渡等記録簿の整備等の再徹底を進めます。

<参考>立入検査及び自己点検の実施状況について

家畜人工授精所数※1	休廃止	立入検査数	自己点検報告数	未報告数※2
4,270 か所	120 か所	615 か所(584 か所※3)	3,950(3,502※4)	64

- ※1 令和2年次に運営状況報告があった牛の家畜人工授精用精液を取り扱う家畜人工授精所数
- ※2 ※1のうち休廃止、立入検査を実施又は自己点検の報告があったものを除く家畜人工授精所数
- ※3 ※1のうち立入検査を実施した家畜人工授精所数（令和3年度新規開設した箇所を除く。）
- ※4 ※1のうち立入検査を実施したものを除き、自己点検の報告があった家畜人工授精所数（令和3年度新規開設した箇所を除く。）

家畜人工授精所による自己点検結果

(1) 実施期間

令和3年6月～令和4年3月

(2) 自己点検要請対象

牛の家畜人工授精用精液等を取り扱う家畜人工授精所

〔ただし、家畜改良増殖法に基づく立入検査の実施により法令遵守状況が明らかとなっている家畜人工授精所等を除く〕

(3) 回答か所数

3,950か所

(4) 自己点検事項及び結果概要

○和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）の取扱いの有無

取扱いがある	取扱いがない	無回答
3,741 (95.2%)	188 (4.8%)	21

※ ()内は太字枠内での割合。以下同じ。

<家畜改良増殖法に係る点検事項>

- 1 貴家畜人工授精所の開設許可証（若しくは管理番号等の通知）に記載されている業務の別は次のうちどれに該当しますか。（あてはまるもの全てにチェックして下さい。）【確認書類等：開設許可証、管理番号等の通知】

選択肢	回答数
(1) 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務	434
(2) 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務	598
(3) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）	144
(4) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）	145
(5) 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存	3,436
無回答等	18

- 2 貴家畜人工授精所の実際の業務は、次のうちどれに該当しますか。（あてはまるもの全てにチェックして下さい。）

選択肢	回答数
(1) 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務	317
(2) 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務	493
(3) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）	87
(4) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から	107

未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)	
(5) 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存	3,405
無回答等	22

- 3 家畜人工授精所の開設の許可を得ている「業務の別」と実際の業務の内容は一致していますか。【確認書類等：開設許可証、管理番号等の通知】

はい	いいえ	無回答
3,892 (98.8%)	46 (1.2%)	12

- 4 開設の許可を得た際の、構造・設備・器具に変更はありませんか。【確認書類等：開設許可証申請書(控)、管理番号等の通知】

ない	ある	無回答
3,890 (98.8%)	48 (1.2%)	12

- 5 所有又は委託により保管する精液や受精卵は、液体窒素保存容器内で種雄牛名や採取年月日により区分して保存するなど、証明書に記載されている採取年月日と同じものを使用又は譲渡できるように管理していますか。【通知事項】

はい	いいえ	無回答
3,820 (97.2%)	109 (2.8%)	21

- 6 精液及び受精卵の在庫数を定期的に確認していますか。【確認書類等：運営状況の報告(様式第28号)】

はい	いいえ	無回答
3,784 (96.4%)	143 (3.6%)	23

※赤枠は「いいえ」の回答が3%以上の設問。以下同じ。

- 7 精液又は受精卵に添付された証明書は、未使用のものと既に注入又は移植したものとを区分し、適正に管理・保存していますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】

はい	いいえ	無回答
3,799 (96.7%)	129 (3.3%)	22

- 8 6及び7の精液又は受精卵の数と、それぞれに添付された証明書の枚数は一致していますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】

はい	いいえ	無回答
3,819 (97.2%)	109 (2.8%)	22

- 9 精液又は受精卵に添付された証明書の「譲渡・経由の確認」の欄は正しく記載されていますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】

はい	いいえ	無回答
3,882 (98.8%)	47 (1.2%)	21

- 10 貴家畜人工授精所の獣医師又は家畜人工授精師が精液の注入や受精卵の移植を行った時は、家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を速やかに家畜人工授精簿に記録していますか。【確認書類等：家畜人工授精簿（様式第13号）精液の注入（その3）・受精卵の移植（その7）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,512 (98.9%)	40 (1.1%)	390	8

- 11 10の家畜人工授精簿には、注入・移植した精液又は受精卵の証明書を添付するなどし、速やかに照合できるように適切に保管していますか。（授精証明書又は受精卵移植証明書の交付前。）【確認書類等：家畜人工授精簿（様式第13号）精液の注入（その3）・受精卵の移植（その7）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,454 (97.4%)	93 (2.6%)	394	9

- 12 授精証明書又は受精卵移植証明書を交付する際に、注入・移植した精液又は受精卵に添付されていた証明書を交付する授精証明書又は受精卵移植証明書に貼り付けるとともに、その写しを書面又は電磁的記録により保管していますか。【確認書類等：授精証明書（様式第17号）、体内受精卵移植証明書（様式第18号）、体外受精卵移植証明書（様式第19号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,350 (95.9%)	142 (4.1%)	450	8

- 13 精液又は受精卵を生産（処理）した際には、種付台帳又は家畜人工授精簿に採取や処理、生産に関する事項を速やかに記載していますか。【確認書類等：種付台帳（様式第4号）精液の採取等（その3：自ら飼養する種畜の場合）、家畜人工授精簿（様式第13号）精液の採取及び処理（その2：他者が飼養する種畜の場合）・体内受精卵の採取及び処理（その5）・体外受精卵の生産（その6）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
1,196 (99.0%)	12 (1.0%)	2,730	12

- 14 令和2年10月1日以降に、和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を生産した際には、容器（ストロー）に必要事項を表示をしていますか。

はい	いいえ	該当なし	無回答
776 (98.5%)	12 (1.5%)	3,151	11

- 15 精液又は受精卵の処理（生産）を行っている場合には、異物混入や取り違えを防止するためのマニュアル等を作成していますか。【推奨事項】

はい	いいえ	該当なし	無回答
604 (73.4%)	219 (26.6%)	3,115	12

- 16 種付台帳及び家畜人工授精簿は、5年間保存していますか。【確認書類等：種付台帳（様式第4号）、家畜人工授精簿（様式第13号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,427 (97.6%)	84 (2.4%)	430	9

- 17 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を取り扱う家畜人工授精所の開設者に義務づけられた「譲渡等記録簿」を記載していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,940 (93.1%)	218 (6.9%)	781	11

- 18 「譲渡等記録簿」を様式第24号以外の様式で管理している場合、様式第24号の事項を網羅し、速やかに照合できるように管理していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,742 (94.4%)	163 (5.6%)	1,034	11

- 19 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を譲渡又は譲受する相手先が、家畜人工授精所を開設しているか否かを確認していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,957 (97.7%)	70 (2.3%)	914	9

- 20 全ての家畜人工授精所の開設者は、毎年、都道府県知事に運営状況の報告をしなければならないことをご存じですか。【確認書類等：運営状況の報告（様式第28号及び様式第29号）】

はい	いいえ	無回答
3,749 (95.2%)	188 (4.8%)	13

- 21 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）についての運営状況の報告は、月毎に、生産数量・譲受数量・譲渡数量・利用数量・廃棄又は亡失数量・月末の保存数量を整理して報告する必要がありますが、それが可能となるように帳簿等を管理していますか。【確認書類等：運営状況の報告（様式第28号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,302 (93.7%)	222 (6.3%)	410	16

- 22 令和2年10月1日（法施行）時点で家畜人工授精所において保存（処理）されていない精液又は受精卵の譲受や譲渡はありませんか。

ない	ある	無回答
3,926 (99.7%)	13 (0.3%)	11

- 23 家畜人工授精簿に添付した精液又は受精卵の証明書やストローを処分する際は、不正利用がされないような措置をしていますか。【通知事項】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,250 (97.5%)	84 (2.5%)	605	11

<家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に係る点検事項>

- 24 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、契約等により、使用者の範囲や目的の制限を明示する取組が進められていることはご存じですか。【通知事項】

はい	いいえ	無回答
3,673 (93.3%)	265 (6.7%)	12

- 25 生産した和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、契約等により使用者の範囲や目的の制限を明示して販売していますか。【通知事項】

はい	いいえ	該当なし	無回答
1,256 (94.2%)	77 (5.8%)	2,607	10

- 26 契約等により使用者の範囲や目的の制限がされている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を購入する際は、制限の内容について購入先と合意をしていますか。【確認書類等：契約約款、定型約款、売買契約書等】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,802 (97.8%)	63 (2.2%)	1,076	9

- 27 契約等により使用者の範囲や目的の制限がされている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を購入し、他者に譲渡する際は、相手に対し、同様の制限を義務づけていますか。【確認書類等：契約約款、定型約款、売買契約書等】

はい	いいえ	該当なし	無回答
1,819 (95.5%)	86 (4.5%)	2,035	10

- 28 契約等により使用者の範囲や目的が制限されている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、使用者の範囲や目的を逸脱しているにもかかわらず、これを所有していませんか。

所有していない	所有している	無回答
3,934 (99.9%)	4 (0.1%)	12

- 29 「家畜人工授精簿」や「譲渡等記録簿」等は、どのような方法で記載していますか。

パソコン等	紙	該当なし	無回答
1,443 (31.6%)	3,118 (68.4%)	136	70

- 30 令和2年に家畜改良増殖法が改正されたことや、家畜遺伝資源法が制定されたことをご存じでしたか。

はい	いいえ	無回答等
3,814 (98.3%)	66 (1.7%)	70

- 31 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）の輸出や使用済みの証明書の売買・無償譲渡等を持ちかけられるなど、不正流通の勧誘等を受けた事がありますか。

ない	ある	無回答
3,859 (99.3%)	26 (0.7%)	65

④ 特定家畜人工授精用精液等に関する規制に係る事項 (8か所)

- ・ 譲渡等記録簿の記載・保存がされていない

(2) 構造・設備・器具管理 (2か所)

- ・ 家畜人工授精用精液や授精器具等の保管に係る衛生環境の確保が一部適切でない
- ・ 施錠可能な家畜人工授精用精液等の保管庫が整備されていない

(3) その他の事項 (4か所)

① 家畜人工授精用精液等と家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取扱いに係る事項 (1か所)

- ・ 家畜人工授精用精液や家畜受精卵の生産において、異物混入や取り違えを防止するためのマニュアル等が整備されていない

② 特定家畜人工授精用精液等に関する規制に係る事項 (3か所)

- ・ 特定家畜人工授精用精液等の容器 (ストロー) に適切な表示がされていない

③ その他の事項 (1か所)

- ・ 開設許可証が備え置かれていない

家畜人工授精所への立入検査結果

1 実施期間

令和2年11月～令和4年3月

2 実施箇所数

615か所

3 立入検査内容

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく帳簿管理、構造・設備・器具管理その他の実施状況

4 立入検査・改善指導の概要

立入検査の結果、改善指導を実施した家畜人工授精所は31か所（5.0%）

改善指導を行った主な指摘事項は以下のとおり（箇所数は延べ数）

（1）帳簿管理（29か所）

① 家畜人工授精用精液等と家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取扱いに係る事項（18か所）

- ・ 家畜人工授精用精液証明書等について、家畜人工授精用精液等と一体的な譲渡・使用・保存がされていない
- ・ 家畜人工授精用精液証明書について未使用のものと使用済みのものが区分されていない
- ・ 家畜人工授精用精液証明書に必要な記載がされていない
- ・ 家畜体内受精卵について、授精に使用された家畜人工授精用精液証明書の原本を確認せずに採取・処理を行っている

② 家畜人工授精簿への適正な記載、保存及び関係書類の添付に係る事項（18か所）

- ・ 家畜人工授精簿が適切に記載・保存されていない
- ・ 授精証明書等の交付前において、使用済みの家畜人工授精用精液証明書又は家畜人工授精用精液等の容器（ストロー）が家畜人工授精簿に添付されていないなど、適切に保存されていない

③ 授精証明書及び受精卵移植証明書の適切な交付に係る事項（5か所）

- ・ 発行した授精証明書、体内・体外受精卵移植証明書の写しが保管されていない